障害基礎年金について

■問い合わせ先

市民課 **2340-5556** 栃木年金事務所 ☎0282-22-6074、4134

こんな人が受給できま

に初診日 やけがについて初めて医師の診療を受 上65歳未満で日本に住んでいる間 民年金に加入中、 (障がいの原因となった病気 もしくは60

受給するための保険料納付要件

ば、事後重症による請求ができます。

は2級の障がいの状態にある人。 年金法で定める障害等級表1級 症状が固定した日)において、

障害認定日に障害等級に該当しな

その後65歳までに重くなれ

月を経過した日、

またはそれ以

けた日)がある人。

障害認定日 (初診日から1

年

※身体障がい者手帳などの等級とは

た後に初診日

がある場合は請

武水でき

※老齢基礎年金の繰り上げ請求をし

異なる場合があります。

初診日の前日において、①または②のいずれかの要件を満たしていること。

玉 前に 6

民

①初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間(免除期間や学生納付 特例期間等を含む)が3分の2以上あること。

> 初診日の前々月 上 初診日

納付済期間 (免除等期間含む)

■保険料納付済期間(免除等期間)が 2/3 以上必要□

②初診日が平成 28 年 3 月 31 日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの直近 1 年間のうちに 保険料の未納がないこと。

初診日の前々月 _ 初診日 納付済期間 (免除等期間含む) ひ直近の一年間に未納がないよ

※初診日が平成3年4月30日までにある場合、初診日の前々月ではなく初診日がある月前における直近 の基準月(1月、4月、7月、10月)の前月までとなります。

受給額(平成23年度:年額)

1級	986,100 円
2級	788,900 円

受給者に生計を維持されているお子さんがいる 場合、または結婚や出生によりお子さんができた 場合は加算がつくことがあります。(子とは、18 歳になる年度の末日までの子、または20歳未満 で1級・2級の障がいのある子に限られます。)

子の加算額 (平成 23 年度:年額)

1 人目・2 人目	各 227,000 円
3 人目以降	各 75,600 円

下野市 舎 40) 5 5 5 6 国保年金グループ 役 所 市 民課 国

庁

請求先

額が支給停止になります。 ある場合は、 せん。そのため、 れており、 本人に一定額以上の 年金額の全額または半 所 得制 限 が設 所得 けら

おった人は20歳になる前に障がい

影能に

あれば受給できます。

20

する人

保険料を納めた期間は問 歳前の傷病により受給

わ

れ

以降の場

愛合は、

その障害認 (障害認定日

定日

歳になったとき

20歳前に障がいをおった場

一合は、

が 20

歳 20

または65歳に達するまでに障害等級

表の1級または2級の障がいの状